

独立行政法人 水資源機構 契約職  
副理事長 富田 晋司  
(公印省略)

## 見 積 依 頼 書

- 1 件 名 オフィス家具購入  
2 納 入 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル8階 独立行政法人水資源機構資産保全課  
3 納 期 期 契約締結日から令和8年3月26日まで  
4 内 容 等 別添、仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

### 記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分「事務用品、事務機器、家具」に登録していること。
- 3 見 積 書 等
- 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印(本件責任者及び担当者の氏名並びに連絡先を明記することで省略することができます。)されたものとする。
- 2)提出方法 電子メール又はFAXによる。(※4)に記載されたアドレス及び番号)  
なお、電子メール又はFAXに拵りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。
- 3)提出期限 令和8年1月16日 10:00 まで
- 4)提 出 先 独立行政法人 水資源機構  
電子メール nyukei\_honsya@water.go.jp FAX 048-600-6588
- 5)担 当 者 技術管理部契約企画課 種市
- 6)質 問 書 令和8年1月9日 10:00 まで  
※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。
- 7)見積回数 2回を限度とする。  
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年1月19日 10:00 までとします。
- 8)そ の 他
- ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
- ②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 そ の 他
- 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2)契約の相手方として決定した場合には、速やかに請書を作成するものとします。  
なお、契約金額が100万円以下の場合は、請書を省略することができます。
- 3)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
- 4)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。  
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

## オフィス家具購入 仕様書

### 1. 件名

オフィス家具購入

### 2. 契約内容

購入する物品の仕様等は、以下のとおり。

#### 1) 仕様・数量等

以下①～③、⑤は、参考物品として記載している製品、又は、同等品の製品を納入するものとする。④は、指定物品を納入するものとする。

※「同等品（同等以上の規格を有する製品）」を納入予定の場合は、見積依頼書3 6）に記載している質問書により、同等品の確認（適合品であるかの判断）を受けること。

※いずれも、グリーン購入法に適合していること。メーカー保証があること。

品名	規格	単位	数量
① 応接ソファ 1	<ul style="list-style-type: none"><li>・2人掛け用ソファ</li><li>・サイズ：幅 1,200mm×奥行 700mm×高さ 720mm 座幅 1,200mm、座高 420mm</li><li>・ソファ張り地カラー：グレイッシュブラウン</li><li>・フレームカラー：トリニティオーラ</li><li>・ベース：メラミン化粧板</li><li>・肘：無し</li><li>・脚：無し</li></ul> <p>■参考物品（同等品可） イトーキ 型番：LLL-12SLN-TF6</p>	台	3
② 応接ソファ 2	<ul style="list-style-type: none"><li>・コーナー用ソファ</li><li>・①の応接ソファに適合すること（サイズ、カラー等）</li><li>・サイズ：幅 700mm×奥行 700mm×高さ 720mm 座高 420mm</li><li>・ソファ張り地カラー：グレイッシュブラウン</li><li>・フレームカラー：トリニティオーラ</li><li>・ベース：メラミン化粧板</li><li>・肘：無し</li><li>・脚：無し</li></ul> <p>■参考物品（同等品可） イトーキ 型番：LLL-07CLN-TF6</p>	台	1
③ テーブル	<ul style="list-style-type: none"><li>・サイズ：幅 600mm×奥行 600mm×高さ 720mm</li><li>・天板：メラミン化粧板</li><li>・天板カラー：ノルディックバーチ・トリニティオーラ ※①②のフレームカラーと同色とする</li><li>・脚カラー：ブラック</li><li>・脚：アルミダイキャスト塗装仕上</li></ul> <p>■参考物品（同等品可） イトーキ 型番：TLL-0667J-TT</p>	台	1

④ フリーアドレス用デスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サイズ：幅 1,200mm×奥行 1,200mm×高さ 720mm</li> <li>・<u>中央幕板を付けること</u></li> <li>・<u>荷物用フックを2つ付けること</u></li> </ul> <p>■指定物品（同等品不可）  トヨセット 型番：NTS-1212NTCNB (机)  型番：NTS-12M-G (中央幕板)</p>	台	1
⑤ オフィスチェア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイバック</li> <li>・サイズ：幅 600～610 mm×奥行 600 mm×高さ 870～1000mm 程度、 座幅 470～485mm、脚幅 600～610mm、 座奥行 440～455mm、 座高 405～515mm、肘高：570～695mm</li> <li>・背カラー：ディープマリン、ブルー系</li> <li>・座カラー：ディープマリン、ブルー系</li> <li>・肘：付けること</li> <li>・脚：ナイロンキャスターを付けること</li> <li>・張地：布</li> </ul> <p>■参考物品（同等品可）  コクヨ 型番：CR-G213F4HSN65-W  トヨセット 型番：YTR-610AF-B</p>	台	3

## 2) 納入場所

〒330-6008

埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2

明治安田生命さいたま新都心ビル8階

独立行政法人水資源機構 資産保全課

電話：048-600-6563

※納入にあたり、ビル搬出用エレベーターを使用する場合は、原則、平日（15時以降）  
とする。但し、エレベーターを使用するには、ビル指定の申請書が必要となる  
(納入日の2週間前まで)。

※具体的な納入日時は、機構と相談のうえ、決定する。

※納期内であれば、分納でも可とする。

## 3) 納期

契約締結日から令和8年3月26日まで

## 3. 納入における配送料・組立等経費について

- ・配送料については、見積に含めるものとする。
- ・納入にあたっては、開梱作業、組立作業、梱包材等の回収作業を行うものとし、その費用を見積に含めるものとする。

## 4. 疑義

受注者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに機構と協議しなければならない。

以上

## 請　　書（案）

1 件　　名　　オフィス家具購入

2 規格・寸法　　内訳明細書のとおり

3 数　　量　　内訳明細書のとおり

4 契約金額　　¥

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　¥　　）

5 納入場所　　埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2

6 納　　期　　契約締結日から令和8年3月26日まで

上記の物品納入については、別添の条項を承諾のうえ、確実に履行いたします。

令和　　年　　月　　日

受　注　者

独立行政法人水資源機構　　契約職

副理事長　　富田　晋司　殿

内訳明細書

品名	規格・寸法	数量	金額	摘要
① 応接ソファ 1		3 台		
② 応接ソファ 2		1 台		
③ テーブル		1 台		
④ フリーアドレス用デスク		1 台		
⑤ オフィスチェア		3 台		
合計				

## 契 約 条 項

第1条 受注者は、表記の事項に基づき物品を納入しなければならない。

第2条 受注者は、物品を納入するときは、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）に納品書を提出しなければならない。

2 発注者は、納品書を受け取ったときは、14日以内に検査を行なうものとする。

3 受注者は、検査の結果不合格となった物品については、これを取り替えて再検査を受けなければならない。

第3条 物品の所有権は、前条の検査に合格したときに発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の滅失き損はすべて受注者負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

第4条 発注者は、適正な支払請求書を受け取った日から20日以内に請求代金を支払うものとする。

第5条 受注者は、その責めに帰すべき事由により表記の納期までに物品を納入することができないときは、遅滞日数に応じ未納部分に対する契約代金相当額に対して国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を遅延利息として支払わなければならない。

2 発注者の責に帰すべき事由により、契約代金の支払いが遅滞したときは、受注者は、遅滞日数に応じこの契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として請求することができる。

第6条 発注者の責めに帰すべき事由により、本契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第7条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
  - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをしていい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第8条 受注者は、次の各号のいずれかに該当したためにこの契約を解除されたときは、契約金額の10パーセントに相当する額を違約金として納付しなければならない。

- 一 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の納期までに又は期限後相当期間内に契約を履行する見込がないと明らかに認められるとき。
- 二 受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 三 受注者が、正当な事由なく契約の解除を申し出又はこの契約の全部若しくは一部を履行しないとき。

(専属的合意管轄)

第9条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔さいたま〕簡易裁判所又は〔さいたま〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第10条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については発注者と受注者とが協議して定める。

メール送信先 nyukei\_honsya@water.go.jp

FAX 送信先 048-600-6588

担当：独立行政法人水資源機構 技術管理部 契約企画課 種市あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構契約職

副理事長 富田 晋司 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

## 見積依頼書等の交付受領書

令和8年1月5日に交付された「オフィス家具購入」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電話番号：

FAX番号：

メールアドレス：

### ◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。